

早島町運送事業者支援金

原油価格の高騰の影響を大きく受けている町内運送事業者等に対し、事業継続を応援するため、対象車両の台数に応じて支援金を給付します。

給付対象

令和4年8月1日時点で早島町内に本社等主たる事業所が所在し、町内で次に掲げるいずれかの対象事業を営み、町内で対象事業を継続する意思のある中小企業者が、運輸局等に登録・届出をし、町内に配置している事業用車両

対象事業	対象車両(リース含む)
①貸切バス事業(一般貸切旅客自動車運送事業)	事業用車両 (緑・黒ナンバーのみ)
②タクシー事業(一般乗用旅客自動車運送事業)	
③トラック運送事業(貨物自動車運送事業)	

※自動車検査証において、町内を使用の本拠とした事業用車両(二輪を除く。)に限る。

※③においては、自動車の種別が、被けん引車は除く。

給付額

対象車両1台につき **2万円**

ただし、対象車両のうち軽自動車については、1台につき **1万円**

1事業者1回限り

申請期間

令和4年8月1日(月)～12月23日(金) 必着

申請方法

【郵送先】

〒701-0303 都窪郡早島町前潟 360 番地 1
早島町まちづくり企画課 あて

申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。

郵送料は申請者の負担です。

※ 「**運送事業者支援金申請書在中**」と朱書きしてください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「**郵送**」での申請にご協力をお願いします。

(申請に必要な書類については裏面をご覧ください)

申請に必要な書類	
1	早島町運送事業者支援金交付申請書兼請求書(様式1号)
2	誓約書(様式2号)
3	交付対象車両一覧(様式3号)
4	運輸局からの許可書又は更新許可書等のいずれかの写し (貨物軽自動車運送事業は事業経営届出書等の写し)
5	対象車両全てに係る車検証の写し
6	(法人)履歴事項全部証明書の写し(発行後3ヵ月以内のものに限る。) (個人事業者)直近の確定申告書の写し
7	振込先口座を確認できる書類 法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者本人名義の通帳の写し
8	本人確認書類の写し ※個人事業者のみ 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等

※申請書など指定様式は、早島町まちづくり企画課で配布するほか、町ホームページからダウンロードすることができます。

早島町運送事業者支援金についての Q&A

Q1:主たる事業所とは。

A1: 法人の場合は、本社(本店)、個人事業主の場合は、本社と位置付けている事業所です。

Q2: 個人事業主で早島町に住んでいるが、他市町村で事業を営んでいる。この場合、申請は可能か。

A2: 主たる事業所が早島町にない場合は支給対象にはなりませんので、申請できません。

※申請書の「主たる事業所の所在地」欄には、他市町村の所在地を記入することはできません。

Q3: 主たる事業所は早島町にあるが、事業用自動車を配置している事業所が早島町外の場合、申請できるか。

A3: できません。自動車検査証において使用の本拠の位置が早島町内である登録車両が対象です。

Q4: 現在、休業中であり、自動車検査証の有効期間が過ぎているが、申請できるか。

A4: できません。申請時点で有効期間内の自動車検査証が必要です。ただし、有効期間内であっても、申請直後に有効期間が過ぎる場合は、継続後に自動車検査証を提出していただくことがあります。

不正受給は犯罪です

不正受給が判明した場合は、支援金全額を返還請求するとともに、事業者名等を公表することがあります。